

## 判例紹介

# 「穴ぼこ事故と道路管理瑕疵」

北海道開発局建設部 建設行政課企画係長

佐々木 斎

### 1 穴ぼこ事故に係る国家賠償の状況

建設省道路局がとりまとめた平成6年度から平成10年度までの損害賠償支払件数の累計によると、穴ぼこ事故に係る件数は4,522件（うち示談による解決が4,510件）となっており、事故態様別にみると、穴ぼこ事故は最も多く、全体件数の36.5%を占めています。

ただし、道路管理者別にみると、地方公共団体が管理する道路上での事故が最も多く、全体件数の98.0%を占めています（「平成10年度道路管理瑕疵実態調査結果」）。

なお、当局における平成6年度から平成10年度までの穴ぼこ事故に係る損害賠償支払件数は3件ですが、昭和50年度まで遡るとその件数は、20件に及んでいます（平成12年2月末現在）。

### 2 判例紹介

#### (1) 徳島国道32号道路亀裂二輪車転倒事件

徳島地裁 昭和53年3月16日(有責)確定

##### (事故概要)

午後6時12分頃、自動二輪車を運転中、道路中央部にあった幅約4.5cm、深さ約2~8cm、長さ18.7mの亀裂に車輪がはまり込み、転倒して負傷した。

##### (判決要旨)

自動二輪車のような軽量かつ安定度の低い車両がこのような亀裂に車輪を落とした場合にはその走行速度によっては大きな衝撃を受け、転倒する危険が多分にある。

道路管理者は速やかに亀裂を修復するか、

又は危険の発生を知らせる標識を設置し、危険の発生を未然に防ぐための措置を講じておくべきであった。

原告は道路の状況を知っていたにもかかわらず、前面道路に対する注意を怠った過失があり、原告の損害額につき、その四割を過失相殺する。

#### (2) 京都府道穴ぼこ自転車転倒事件

京都地裁 昭和54年4月10日(無責)

大阪高裁 昭和55年7月25日(無責)確定

##### (事故概要)

山間部で交通量の少ない簡易舗装の道路をグループサイクリングの一員として走行中の者が、道路端の穴ぼこでバランスを失い、バスと接触して転倒し、バスにひかれ死亡した。当該道路の幅員は4.2mであるが、道路端部は未舗装で雑草も生えており、ところどころに深さ10cm程度の穴ぼこがあった。

##### (地裁判決要旨)

いわゆる道路管理に瑕疵があるというのは、道路が通常備えている安全性を欠如している場合であるが、穴ぼこのような場合に一律にその深さによって瑕疵があるかどうかを決めるべきものではなく、その道路の地理的条件、構造及び道路の利用状況などを考慮して総合的、相対的に判断すべきものである。

本件道路の地理的条件、構造、利用状況及び穴ぼこの位置形状を考慮すると、穴ぼこにも事故の一因があるとしても、穴ぼこの存在をもつ

て道路管理に瑕疵があるということはできない。

#### (高裁判決要旨)

通行者の方で通常の注意をすれば容易に危険の発生を回避しうる程度の軽微な欠陥は国賠法でいう管理の瑕疵に該当しない。

山間部の簡易舗装の道路では、通行者が道路端のくぼみに注意し、バスとの離合には一旦停止する等危険を避けなければならぬ。

#### (3) 大阪市道穴ぼこ単車転倒事件

大阪地裁 平成2年12月20日(損害賠償そのものは労災で補填済みとして請求を棄却)確定  
(事故概要)

午後5時頃、自動二輪車で発進しようとしたところ、前方に駐車車両があったため、その右側を通過するつもりで時速10kmまで加速し、右前方に道路中央付近まで出て東に進行したところ、後輪が道路中央部にあった幅5cm、長さ約70cm、深さ約2.5cmで凹部が鋭角に切り込まれた亀裂にはまり転倒し負傷した。

#### (判決要旨)

本件道路は駐車車両が少なくなく、歩行者等の通行量も多く、自動二輪車等が道路の中央部を走行せざるを得ない場合もあるところ、本件亀裂は自動二輪車等にとっては危険なものである。

本件亀裂を遅滞なく補修するか、少なくとも走行する運転者が本件亀裂の相当手前からその存在を容易に認識することができるよう標識を設置すべきであり、これらの措置を講じなかった本件道路は通常有すべき安全性に欠けていた。

自動二輪車の運転者は、進行の路面状況に注意を払い、より慎重に発進・進行すべきであつ

たこと、本件亀裂はすべての車両に危険を生ぜしめるようなものではないことを考慮し、過失相殺は五割とするのが相当である。

### 3 むすび

京都府道穴ぼこ自転車転倒事件で京都地裁が判示しているように「穴ぼこのような場合に一律にその深さによって瑕疵があるかどうかを決めるべきものではなく、その道路の地理的条件、構造及び道路の利用状況などを考慮して総合的、相対的に判断すべきものである」とされた部分に注目しなければなりません。

前記2(3)で紹介しましたように、深さ約2.5cmの穴ぼこでも、諸状況によっては管理瑕疵が認定されるのです。

この他にも、今回は紹介しませんでしたが、2cm程度の段差による事故でも管理瑕疵が認定された例があります(大分県道段差原付転倒事件 平成7年3月8日 福岡高裁)。

道路維持を担当する者としては、僅かな程度の穴ぼこでも道路管理者の管理瑕疵を問われる可能性があることを十分認識しておく必要があるでしょう。

また、車道上の穴ぼこのみならず、歩道上の穴ぼこ事故でも諸状況によっては、管理瑕疵を問われる可能性があるのではないでしょうか。

地域住民の方々から寄せられる穴ぼこなどの情報は大変貴重なものであり、速やかに修復を行うか、また、その暇がない場合には注意を喚起する標識、バリケード等の設置といった措置を講じなければなりません。

長期間の放置は、管理瑕疵を問われる最大の要因となるのです。